

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 取引先とのクラウド上でのデータ共有を積極的に推進します。
- 国土交通省が策定した「建設業法遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」に基づき適正な手順を踏み、適正取引を実行することで、下請事業者や協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。
- 環境負荷の少ない材料やサービス、調達による運搬距離などを総合的に考慮して資材の調達を行います。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき適正な手順を踏むことを徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公平・公正な取引の実現を図ります。

#### ② 手形などの支払条件

下請事業者への支払いについて、労務費については原則現金で支払います。現金払と手形払の併用にあたっては、下請けの要望通りに対応して現金比率を高める努力をすると共に、手形支払に関する改正があった場合は支払条件等を見直します。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

一方的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

下請事業者が働き方改革に対応できるよう、適正な工期を伴わない契約や残業の強要を行いません。災害時においては栃木県建設業協会足利支部を通じて対応し、下請事業者に一方的な業務負担を押し付けないよう、交代制で各自休めるよう各社協力して対応します。

#### 3. その他（任意記載）

人口減少に伴う建設業者の就労人口減を踏まえ、現場のICT化を積極的に進め、省人化・省力化による環境負荷の低減と生産性・安全性の向上に努め、下請事業者への適正な利益の確保に貢献します。

2022年5月6日

岩澤建設株式会社

企 業 名

代表取締役社長 岩澤 理夫

役職・氏名（代表権を有する者）